

電気需給約款

[高圧]

リコージャパン株式会社

電気需給約款目次

I 総則	4
1. 適用	4
2. 電気需給約款の変更	4
3. 定義	4
4. 単位及び端数処理	6
5. 実施細目等	6
II 契約について	6
6. 電気需給契約締結前の確認事項	6
7. お客さまの遵守事項	7
8. 電気需給契約の成立及び契約期間	7
9. 需要場所	7
10. 電気需給契約の単位	7
11. 供給の開始	8
12. 供給の単位	8
13. 電気需給契約締結可否の判断	8
14. 電気需給契約書の作成	8
III 料金及び契約種別	8
15. 料金	8
16. 契約種別	9
17. 特別高圧電力	9
18. 高圧電力	9
19. 予備電力	10
20. 料金修正の個別協議	11
IV 料金の算定及び支払い	11
21. 料金の適用開始の時期	11
22. 検針日	11
23. 料金の算定期間	11
24. 使用電力量等の計量	12
25. 料金の算定	12
26. 料金の支払義務ならびに支払期日	13
27. 料金その他の支払方法	13
28. 保証金	14
V 使用及び供給	14
29. 適正契約の保持	14
30. 契約超過金	14
31. 力率の保持	14
32. 需要場所への立入りによる業務の実施	15

33.	電気の使用にともなうお客さまの協力.....	15
34.	供給の停止.....	16
35.	供給停止の解除.....	16
36.	供給停止期間中の料金.....	16
37.	違約金.....	16
38.	供給の中止または使用の制限もしくは中止.....	17
39.	損害賠償の免責.....	17
40.	設備の賠償.....	18
VI	契約の変更及び終了.....	18
41.	電気需給契約の変更.....	18
42.	名義の変更.....	19
43.	電気需給契約の終了にともなう処置.....	20
44.	不可抗力による解約.....	20
45.	中途解約.....	20
46.	需給開始後の電気需給契約の終了変更に伴う料金の精算.....	21
47.	需給開始後の電気需給契約の終了変更に伴う工事費の精算.....	21
48.	解除及び期限の利益の喪失等.....	21
49.	電気需給契約終了後の債権債務関係.....	22
VII	工事及び工事費の負担金.....	22
50.	供給設備の変更ならびに工事費負担.....	22
51.	需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け.....	22
52.	計量器等の取付け.....	22
VIII	保安.....	23
53.	保安の責任.....	23
54.	保安等に対するお客さまの協力.....	23
IX	その他.....	23
55.	権利・義務の譲渡等の禁止.....	23
56.	準拠法.....	23
57.	管轄裁判所.....	24
58.	守秘義務.....	24
59.	反社会的勢力の排除.....	24
60.	消費税及び地方消費税の税率変更の際の措置.....	24
別紙1	本契約における定義その他定める事項.....	25
別紙2	電力料金の算定.....	25
別表1	燃料費調整.....	27
別表2	離島ユニバーサルサービス調整.....	28
別表3	燃料費等調整.....	29
別表4	平均力率の算定式.....	29
別表5	中途解約時基準単価.....	30

I 総則

1. 適用

当社が電気事業法第2条第1項第1号に定める電気を小売供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気需給約款(以下「本需給約款」といいます。)によります。ただし、本需給約款は、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島には適用いたしません。

2. 電気需給約款の変更

- (1) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、電力システム改革(容量市場・需給調整市場等)に伴い小売電気事業者である当社が容量抛出品・特別インバランス料金等特別な費用負担が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本需給約款を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の本需給約款の内容およびその効力発生時期を書面(お客さまからのご要望がある場合に限りです。)および当社所定のウェブサイト上に掲載する方法により周知することとします。当該周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本需給約款によります。なお、本需給約款の変更後も、本需給約款は当社所定のウェブサイトに掲載いたしますが、お客さまからご要望があった場合、当社は、お客さまに対し、本需給約款の内容を記載した書面を交付いたします。
- (2) (1)の場合において((3)に規定するときを除く)、電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明すれば足りるものとします。ただし、お客さまからご要望があった場合、当社は、お客さまに対し説明を要する事項を省略せず説明いたします。
- (3) (1)の場合において、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の小売供給契約の実質的な変更を伴わないときは、電気事業法に基づくお客さまへの供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとします。ただし、お客さまからご要望があった場合、当社は、お客さまに対し、説明を要する事項を省略せず説明いたします。

3. 定義

次の言葉は、本需給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 特別高圧

標準電圧20,000ボルト以上のものをいいます。

(2) 高圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(3) 電灯

白熱電灯、けい光灯、ネオン灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧(標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。)の電気機器をいいます。ただし、電圧の急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(8) 小売電気事業者

電気事業法に基づいて、小売電気事業を営むことについて経済産業大臣の登録を受けた者をいいます。各区域において一般電気事業者であった小売電気事業者も含まれます。

(9) 小売供給契約

小売電気事業者がお客さまと電気供給について締結する契約をいいます。

(10) 契約電力

契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。

(11) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(12) 最大需要電力

託送供給等約款に定める、30分毎の需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値をいいます。

(13) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された30分ごとの値をいいます。

(14) 給電指令

お客さまの電気の使用について、一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

(15) 区域において一般電気事業者であった小売電気事業者

北海道電力、東北電力、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の各株式会社の小売部門ならびに東京電力エナジーパートナー株式会社および中部電力ミライズ株式会社。

(16) 一般送配電事業者

お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

(17) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

(18) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。なお、料金には消費税相当額を含みます。

(19) 託送供給等約款

一般送配電事業者が託送供給等を行うときの電気料金その他の供給条件を定めたものをいいます。

(20) 分散検針

一般送配電事業者の託送システムの負荷軽減を目的として、500キロワット未満のお客さまを対象に検針日を分散させて検針することをいいます。一般送配電事業者の検針区域毎に検針日ならびに計量日を定めています。適用は一般送配電事業者によります。

(21) 付帯サービス

当社もしくは当社が提携または委託する会社により、ご提供させていただく無償の各種サービスをいい、詳細については、当社のウェブサイトに掲載その他の方法によりご案内するものをいいます。なお、当社が提携または委託する会社によるサービス提供の場合の提供条件は、当社もしくは当該提携または委託会社が定めるものとします。

(22) 容量市場・需給調整市場

国の電力システム改革に伴い新たに創設される市場です。詳細は経済産業省が公表している最新情報を参照ください。

4. 単位及び端数処理

本需給約款において料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約電力、最大需要電力の単位は、1キロワット(kW)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 使用電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 力率の単位は、1パーセント(%)とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合、消費税が課される金額及び消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。
- (5) 高圧で供給する場合で、18(高圧電力)(3)ロを適用した場合に算定された値が0.5キロワット(kW)未満となるときは、契約電力を1キロワット(kW)といたします。

5. 実施細目等

- (1) 本需給約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 本需給約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約について

6. 電気需給契約締結前の確認事項

- (1) お客さまが電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本需給約款および託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守し、当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約の実施に必要なお客さまの情報を、当社が一般送配電事業者に提供することを承諾したうえで当社所定の様式によって申込みをしていただきます。
- (2) 契約に際しては、次の事項をあらかじめ協議させていただいた上で申込みをしていただきます。
需要場所、契約種別、標準電圧、供給電気方式、標準周波数、契約電力、契約期間、需給開始希望日、負荷設備、受電設備、業種、用途、発電設備
なお、契約種別は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の契約種別を参考に、お客さまと当社で協議の上決定することといたします。また、契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- (3) 小売供給契約切替えの際には、現在の契約の解除が必要となり、契約解除条件によっては、違約金の

発生等、お客さまのご負担が生じることがありますので事前にご確認ください。

- (4) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、託送供給等約款に定めるところにより、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7. お客さまの遵守事項

お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それに伴い、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等に従い、かつ一般送配電事業者の定める託送供給約款等における需要者にかかわる事項及び託送供給等約款で定める技術要件を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従っていただきます。

8. 電気需給契約の成立及び契約期間

- (1) 電気需給契約は、お客さまの契約の申込みに対して、当社が供給の意思表示を行ったときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
- イ 電気需給契約締結日から、電気の需給開始日以降1年が経過する日までといたします。
但し、複数年契約の場合は、電気需給契約締結日から、電気の需給開始日以降その契約年数が経過する日までといたします。
- ロ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
但し、複数年契約の場合は、契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後もその契約年数が経過するごとに同一条件で継続されるものといたします。
- ハ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、期間満了により終了いたします。

9. 需要場所

- (1) 当社は、1構内または1建物を1需要場所といたします。
なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。
- (2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。
- (3) 対象建物が一般送配電事業者において1需要場所と定める場合は当社においても同様の取扱といたします。

10. 電気需給契約の単位

当社は、お客さまの希望に応じて、1法人または1需要場所について、1電気需給契約を結びます。

11. 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまとの間で電気需給契約を締結したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) お客さまの責に帰すべき理由により、当社との協議によって定めた供給開始日を延期する場合、お客さまには、供給開始がなされるまでの基本料金の50パーセント相当額を負担していただきます。
- (3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社からすみやかにその旨をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 供給の単位

当社は特別の事情がない限り、1電気需給契約につき1供給電気方式1引込み及び1計量をもって電気を供給いたします。

13. 電気需給契約締結可否の判断

法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には電気需給契約の申込みの全部、または一部をお断りすることがあります。

14. 電気需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、電気需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金及び契約種別

15. 料金

料金は、別紙2(電力料金の算定)の基本料金、従量料金、ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。ただし基本料金は、(4)によって力率割引または割増しをしたものとし、従量料金は別表3(燃料費等調整)の燃料費等調整額を加えたものといたします。

- (1) 料金を算定するため、予定される最大需要電力、力率、年間使用電力量、月間使用電力量、最大及び最小の日負荷電力量、休日予定日、その他当社が電力供給をする上で必要となる情報を予めお客さまから提出していただく場合があります。
- (2) 契約電力が500キロワット以上のお客さまの場合(協議制のお客さまといい、500キロワット未満のお客さまを実量制のお客さまといいます。)、契約電力、力率が当初契約と異なる場合は、30(契約超過金)に定める金額をいただきます。また、事前にいただいた情報と各電力使用量が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。
- (3) 需要場所の負荷の力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。なお、お客さまがまったく電気の供給を受けないその1月の力率は、85パーセントとみなします。
- (4) 当該月にまったく電力を使用しない場合、契約電力に基本単価を乗じて得た金額の50パーセントとし

ます。力率割引は、なしとします。

- (5) 契約期間内にあっても、需要場所のある区域において一般電気事業者であった小売電気事業者ならびに一般送配電事業者が同社の電気需給約款に定める料金等を改定した場合、社会的・経済的に当社に影響を及ぼす事象が発生した場合、電力システム改革(容量市場・需給調整市場等)に伴い小売電気事業者である当社が容量抛出品・特別インバランス料金等特別な費用負担が発生した場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社所定の方法によりお客さまに料金等をお知らせし、当社の電気料金を改定するものいたします。尚、当社が負担した容量抛出品については、お客さまの契約電力に応じて負担をいただきます。

16. 契約種別

契約種別は、次のとおりとします。また、種別ごとの詳細については、当社とお客さまとの協議により決定させていただきます。

契約種別	特別高圧電力
	高圧電力
	予備電力

17. 特別高圧電力

(1) 適用範囲

特別高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット以上であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、託送供給等約款などの定めるところによるものいたします。

(3) 契約電力

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社の協議によって定めます。

18. 高圧電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とを合わせて使用する需要で、契約電力が原則として2,000キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧及び周波数

供給電気方式、供給電圧及び周波数は、託送供給等約款などの定めるところによるものいたします。

(3) 契約電力

イ 契約電力が500キロワット以上の(協議制のお客さま)場合

契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社の協議によって定めます。

ロ 契約電力が500キロワット未満の(実量制のお客さま)場合

各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

新たに電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (a) 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。
- (b) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

19. 予備電力

(1) 適用範囲

常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予備線

常時供給変電所から常時供給電圧と同位の電圧で供給を受ける場合

ロ 予備電源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合または常時供給変電所から常時供給電圧と異なった電圧で供給を受ける場合

(2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議により定めます。

(3) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については特に定めのある場合を除き、特別高圧電力または高圧電力に準ずるものといたします。

20. 料金修正の個別協議

次の各号に掲げる事情変更が生じた場合には、電気需給契約に定められた料金ならびに供給条件を適当な水準に修正するため、お客さまは当社と個別協議をしていただきます。なお、協議が不調のままに推移した場合は、電気需給契約は協議開始日から2月を経過した時をもって終了する場合があります。

- (1) 当社の電気供給事業の環境変化(電気需給契約に適用される法令や制度等の変更、発電用燃料の高騰、卸電力取引所の価格高騰等をいいます。)により、お客さまとの取引収支が逼迫する場合において、当社が協議を申し出たとき。
- (2) お客さまの電気使用状況が電気需給契約成立時から乖離した場合、お客さまが電気需給契約の締結に先だって当社に提出したお客さまの過去1年間の電気需要実績とお客さまの実際の電気需要の量が乖離した場合において、当社が協議を申し出たとき。

IV 料金の算定及び支払い

21. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合及びお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

22. 検針日

検針は一般送配電事業者が行います。検針日は、実際に検針を行った日または検針を行ったとされる日といたします。

- (1) 検針日は、原則として毎月1日とします。また、記録計量器により計量する場合は、電力計の値または最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日(以下「計量日」といいます。)を検針日といたします。
- (2) 契約電力が500キロワット未満のお客さまで、分散検針が適用となる場合の検針日ならびに計量日は、一般送配電事業者がそれぞれ定める日といたします。検針日における記録型計量器の読みは、計量日に記録された値といたします。
- (3) 非常変災の場合等、やむをえない事情がある場合にはあらかじめ設定した日以外の日に検針するものといたします。

23. 料金の算定期間

料金の算定期間は、原則として前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間(以下「計量期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が終了した場合の料金の算定期間は、開始時から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から電気需給契約の終了日の前日(特別の事情があつて電気需給契約の終了日以降に計量値の確認を行った場合には、同日)までの期間といたします。

24. 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、本条(4)の場合を除き、電力量計に記録された値の読みによるものとし、検針時における電力量計の読み(電気需給契約が終了した場合は、原則として終了時における電力量計の読みといたします。)と前回検針時の読み(電力の供給を開始した場合は、原則として開始時における電力量計の読みといたします。)との差引により算定された使用電力量を、料金の算定期間の使用電力量といたします。なお、検針の結果は、すみやかにお客さまにお知らせいたします。機器の通信状態により、使用量の詳細情報(30分電力量など)に欠落がある場合は、翌月の請求においてこれを精算させていただきます。
- (2) 最大需要電力の計量は、一般送配電事業者が設置した30分最大需要電力計により行うものいたします。料金計算までに計量値を取得できなかった場合は、直近の契約電力を料金の算定に用い、差異がある場合は翌月の請求においてこれを精算させていただきます。
- (3) 力率の算定は、一般送配電事業者が設置した電力量計により行うものいたします。料金計算までに計量値を取得できなかった場合は、力率100パーセントを料金の算定に用い、差異がある場合は翌月の請求においてこれを精算させていただきます。
- (4) 当社または一般送配電事業者の計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、お客さまと当社との協議によって定めます。

25. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始、再開、休止、もしくは停止し、または電気需給契約が終了した場合
 - ロ 契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、電気需給契約ごとに電気需給契約書、本需給約款及び別紙、別表に定めた料金を適用して算定いたします。また算定後はすみやかにお客さまにその請求額を通知いたします。
- (3) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算とします。その算定方法は、基本料金額に日割計算対象日数を乗じ、該当月の暦日数で除した金額とします。ここに、(1)イの場合において、日割計算対象日数とは、電気の供給の開始日及び再開日を含み、停止日及び終了日を除くものいたします。また、(1)ロの場合には料金の変更があった日の前日までの日割計算対象につき変更前の基本料金を、変更日以後の日割計算対象につき変更後の基本料金を適用いたします。

【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次の通りといたします。

(a)基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{該当月の暦日数}}$$

※なお、上記算式に基づき算出された基本料金に対して、日割計算対象日数期間にかかる力率割引および割増しを適用するものいたします。

(b)日割計算に応じて従量料金ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

イ 25(料金の算定)(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 25(料金の算定)(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

- (4) (1)イの場合の電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、(1)ロの場合の電力量については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。ただし、当社にて使用電力量の計量が行えない場合または当社が計量した使用電力量と一般送配電事業者が計量した使用電力量とに差異が生じた場合、一般送配電事業者が計量した使用電力量を料金の算定期間の使用電力量といたします。

26. 料金の支払義務ならびに支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務が発生する日は、次によります。

イ 原則として検針日といたします。ただし、24(使用電力量等の計量)(4)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

ロ 電気需給契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて電気需給契約の終了日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

- (2) 検針日が1日のお客様の料金は、支払義務発生日(検針日)の当月20日(以下、「支払期日」といいます。)にお客様が指定する金融機関の該当口座から自動引き落としによりお支払いいただきます。なお、支払期日の最終日が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。

- (3) 契約電力が500キロワット未満のお客様まで、分散検針が適用となるお客様の料金は、分散検針によりそれぞれ異なる検針日の翌月20日(以下、「支払期日」といいます。)にお客様が指定する金融機関の該当口座から自動引き落としによりお支払いいただきます。なお、支払期日の最終日が日曜日または休日に該当する場合は、それぞれ、その後の最初の営業日といたします。

- (4) 当社は、お客様から当社に支払われるべき月ごとの請求書を、あらかじめ申請していただいた連絡先に当社所定の方法により、毎月5営業日頃までにお客様に送付いたします。

27. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、その他についてはそのつど、お客様が指定する金融機関の該当口座より自動引き落としさせていただきます。また、26(料金の支払義務ならびに支払期日及び支払期限)(2)に定めた期日に引き落としがなされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。なお、自動引き落としによる振込手数料は当社が負担いたします。

- (2) お客様が指定する金融機関の該当口座より自動引き落としがなされなかった場合には、以下の対応となります。

イ 当社が指定する日までに、当社の指定する金融機関を通じてお振込みいただきます。なお、この場合、お振込手数料はお客様のご負担となります。

ロ 当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息をいただきます。

- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)を乗じて算定して得た金額といたします。なお、消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。
- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。
- (5) 当社は、支払額に過誤があることが判明した場合、その支払い過剰額または過少額を遅滞なくお客さまにお知らせし、当社はお知らせした翌月の請求においてこれを精算させていただきます。
- (6) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

28. 保証金

- (1) 当社は、原則として供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3ヶ月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。また、お客さまの支払履歴や財務状況に変化が認められた場合には、追加で保証金を預けていただくことがあります。予測月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (2) 当社は、電気需給契約が終了した場合または支払期限を経過してもなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。
- (3) 電気需給契約が終了したときは、当社はすみやかにお客さまに保証金(保証金をお客さまの支払額に充当したときはその残額)をお返しいたします。
- (4) 当社は、保証金について利息を付しません。

V 使用及び供給

29. 適正契約の保持

協議制のお客さまが、契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに電気需給契約を適正なものに変更していただきます。

30. 契約超過金

- (1) 協議制のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増したものの1.5倍に相当する金額を契約超過金としていただきます。この場合、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。
- (3) 契約電力の超過に伴い、当社と一般送配電事業者との間における接続供給契約に変更が生じた場合は、当社とお客さまとの電気需給契約に定める料金を変更させていただきます。

31. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。

32. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物、電気機器その他の設備の設計、施工、改修または検査
- (2) 54(保安等に対するお客さまの協力)(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物、電気機器その他の設備の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備その他電気工作物、電気機器その他の設備の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 34(供給の停止)、43(電気需給契約の終了にともなう処置)、48(解除及び期限の利益の喪失等)または54(保安等に対するお客さまの協力)により必要な処置
- (6) その他本需給約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社及び一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備にかかわる保安の確認に必要な業務

33. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物、電気機器その他の設備に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合(この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。))には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱うとともに、お客さまは、一般送配電事業者の定める発電設備系統連系に関する取り決めに準じていただきます。
- (3) 電気の供給の実施に伴い、当社及び一般送配電事業者が施設または所有する供給設備の工事及び維持のために必要な用地等の確保等について協力していただきます。
- (4) 電気の供給の実施に伴い、必要に応じて当社指定の様式(週間電気使用計画書)に従い、1週間毎の使用電力量の計画書を提出していただく場合があります。

34. 供給の停止

(1) お客様が次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、託送供給等約款に基づき、電気の供給の停止を行うことがあります。

イ お客様の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客様の需要場所内の計量器もしくは電気工作物、電気機器その他の設備を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者または当社に重大な損害を与えた場合

ハ お客様が電気需給契約終了後においても電気を使用した場合(その理由の如何は問いません)

(2) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者は、電気の供給の停止を行うことがあります。

イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物、電気機器その他の設備の改変等によって不正に電気を使用した場合

ハ 32(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ニ 33(電気の使用にともなうお客様の協力)によって必要となる措置を講じられない場合

ホ 当社がお客様に 29(適正契約の保持)に定める適正契約への変更及び適正な使用状態への改善を求めた場合で、その修正に応じていただけない場合

ヘ その他お客様が本需給約款に反した場合。

35. 供給停止の解除

34(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客様がその理由となった事実を解消したときには、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

36. 供給停止期間中の料金

34(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は基本料金の50パーセント相当額を25(料金の算定)(3)(4)により停止期間中の日数につき日割り計算して算定し、その額をお客様よりいただきます。この場合、停止期間中の日数には電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日を含まないものといたします。

37. 違約金

(1) お客様が34(供給の停止)(1)ハに該当した場合には、当社は、お客様が支払うべき金額の3倍に相当する金額を、違約金としていただきます。また、お客様が34(供給の停止)(2)ロに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としていただきます。

(2) (1)の免れた金額は、電気需給契約、本需給約款及び別紙、別表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できないときは、一般送配電事業者が決定した期間といたします。

(4) お客様の責めとなる理由により、契約期間満了前に当社がお客様との電気需給契約を解除した場合には、当社は違約金として解除日から契約期間満了日までの期間の契約基本料金の1.5倍に相当する金額をお客様よりいただきます。なお、当該違約金は、損害賠償額の予定ではなく、当該違約金の額を超える損害が発生し

た場合には、当社は、お客さまに対し、当該損害額全額の賠償を請求できるものとします。

38. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。なお、この場合にも、当社は、原則として、電気の供給の中止期間または電気の使用の制限・中止期間中の料金の減額は行いません。

イ 一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備に故障、損傷、修繕、亡失、その他電気の需給上やむを得ない事態が生じ、または生ずるおそれがある場合

ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ハ 非常変災(天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力、その他 44(不可抗力による解約)に定める場合を含む)の場合

ニ その他電気の需給上または保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

39. 損害賠償の免責

(1) あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、当社の責めに帰すべき事由によらないときは、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

(2) 38(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給が中止され、またはお客さまの電気の使用が制限もしくは中止された場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) お客さまが 6(電気需給契約締結前の確認事項)(4)による措置を講じなかったことによって生じた損害については、当社はその賠償の責を負いません。

(4) 34(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合、45(中途解約)の定めに従い電気需給契約が解約された場合、48(解除及び期限の利益の喪失等)、または期間満了によって電気需給契約が終了した場合には、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責となる理由による場合は、この限りではありません。

(5) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただし、当社の責となる理由による場合は、この限りではありません。

(6) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、または 44(不可抗力による解約)にしたがって電気需給契約書が解約され、それに伴う損害を受けた場合、当社及びお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。

(7) 当社は、一般送配電事業者の責めに帰すべき事由により被ったお客さまの損害につき、責任を負いません。

(8) 当社は、電気需給契約の申込みに関する、お客様の責に起因して生じた損害について責任を負いません。

(9) 当社は、以下の付帯サービスの利用によりお客さまに発生した以下の損害、または同付帯サービスを利用できなかったことによりお客さまに発生した以下の損害について、賠償責任を負いません。

イ)ピークアラートメールサービス

お客さまのデマンド値増加に伴う電気料金の増加相当額

ロ) 電力専用ポータルサイト

お客さまのデマンド値増加に伴う電気料金の増加相当額及びお客さまの使用電力量増加に伴う電気料金の増加相当額

ハ) 請求書ダウンロードサービス

電気料金の支払いが遅延した場合の延滞利息額

40. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

当社もしくは一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備の帳簿価格と取替工事との合計額

VI 契約の変更及び終了

41. 電気需給契約の変更

(1) 協議制のお客さまが希望される場合

イ. 契約電力の減少

協議制のお客さまは、本契約締結日以降、需給開始日または契約電力増加日から1年未満の期間内には原則として契約電力を減少できません。ただし、お客さまと当社が合意した場合で、かつ、お客さまが、以下の算定式により算出される精算金(①+②)を支払う場合には、当該期間中であっても、契約電力を減少できるものとします。また、お客さまが契約電力を減少された後に、契約電力を超過して電気を使用されたときには、該当月以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。

- ① $\{[(\text{契約電力の減少分} \times \text{基本料金単価} \times 1.2 \times (1.85 - \text{力率}/100)] - (\text{契約電力の減少分} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率}/100))\} \times \text{需給開始日または契約電力増加日から契約電力の前日までの使用月数}$
- ② $\{\text{需給開始日または契約電力増加日から契約電力の前日までの使用電力量} \times \{(\text{契約電力の減少分}) \div (\text{電力減少前の契約電力})\} \times \text{従量料金単価} \times 1.2\} - \{\text{需給開始日または契約電力増加日から契約電力の前日までの使用電力量} \times \{(\text{契約電力の減少分}) \div (\text{電力減少前の契約電力})\} \times \text{従量料金単価}\}$

ロ. 契約電力の増加

協議制のお客さまは、本契約締結日以降、契約電力を増加することが可能です。この場合、変更後の契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社の協議によって定めます。

ハ. お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の3ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承を得ていただきます。

(2) 実量制のお客さまが希望される場合(契約電力の減少のみ)

イ. 実量制のお客さまは、本契約締結日以降、受電設備の減設、エネルギーマネジメントシステムの導入などにより一般送配電事業者が認めた場合のみ、契約電力を減少することが可能です。その場合の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。)は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

ロ. お客さまが契約電力を減少された後に、契約電力を超過して電気を使用されたときには、該当月以前の電気使用状況を判断して、当該契約電力が不相当と認められる場合には、当社は翌月からの契約電力を当該最大需要電力に変更できるものとします。

ハ. お客さまが契約電力の減少を希望する場合には、原則として変更希望日の3ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承を得ていただきます。

(3) 実量制のお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合

イ. 実量制のお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、協議制に移行することとします。この場合、変更後の契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社の協議によって定めます。

ロ. お客さまが契約電力の増加または減少を希望する場合には、原則として変更希望日の3ヶ月前までに当社にその旨を書面にて通知し、当社の書面での了承を得ていただきます。

(4) (1)から(3)において、一般送配電事業者から請求があった場合は、46(需給開始後の電気需給契約の終了変更に伴う料金の精算)が追加適用されます。

(5) 契約電力の変更は、原則として月単位で実施いたします。ただし、双方が合意すればこの限りではありません。

42. 名義の変更

(1) 新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによるこ

とができます。この場合には、原則として当社所定の様式によって届出をしていただきます。

- (2) 当社に登録されているお客さまの名義が、一般送配電事業者に登録されている名義と異なる場合、当社は、当該一般送配電事業者に対し、登録名義の変更を依頼することがあります。

43. 電気需給契約の終了にともなう処置

- (1) 当社は、原則として、電気需給契約の終了日に、供給設備またはお客さまの電気設備において、供給を終了させるための適当な処置を行いません。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。
- (2) 当社の責めとならない理由により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給を終了させるための処置が可能となった日に行うものとします。

44. 不可抗力による解約

お客さま及び当社は、以下に定める不可抗力を原因として、契約を履行できない場合、お客さままたは当社は、電気需給契約の一部または全部を解約することができるものとします。

イ 地震等の天災地変が起きた場合

ロ 戦争、暴動、内乱等、平時の社会生活の営みを困難にする非常事態が生じた場合

45. 中途解約

(1) 協議制

お客さま及び当社は、44(不可抗力による解約)に基づく解約の場合を除き、契約期間中(電気需給開始日から1年経過後(但し、複数年契約の場合はその契約年数経過後)に電気需給契約が自動継続された場合も含みます)に電気需給契約を解約できないものとします。ただし、お客さまは、当社に対し、(3)に基づき計算された中途解約金を支払う場合には、当該契約期間中であっても、解約日の3ヶ月前までに、当社に対し、書面による解約意思を通知することにより電気需給契約を解約できるものとします。

(2) 実量制

イ お客さま及び当社は、44(不可抗力による解約)に基づく解約の場合を除き、電気需給契約締結日以降、需給開始日から1年未満(但し、複数年契約の場合はその契約年数未満)の契約期間中に電気需給契約を解約できないものとします。ただし、お客さまは、当社に対し、(3)に基づき計算された中途解約金を支払う場合には、当該契約期間中であっても、解約日の3ヶ月前までに、当社に対し、書面による解約意思を通知することにより電気需給契約を解約できるものとします。なお、お客さまが当社に書面による解約意思を通知せずに他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約意思表示とみなすものとします。

ロ お客さま及び当社は、需給開始日から1年経過後(但し、複数年契約の場合はその契約年数経過後)については、解約日の3ヶ月前までに、相手方に対し、書面による意思表示を行うことにより電気需給契約を解約できるものとします。なお、お客さまが当社に書面による解約意思を通知せずに他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に解約期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約意思表示とみなすものとします。

(3) 中途解約金の算定方法

(1)・(2)イの場合において、お客さまは、契約期間中であっても、当社に対し以下の算定式により算出される中途解約金(①+②)を支払うことにより、電気需給契約を解約することができるものとします。

- ①：[契約電力 × (1月当たりの中途解約時基準単価 - 1月当たりの基本料金単価(販売価格)) × 契約期間の利用期間(月) × 0.85(力率相当)]
- ②：[契約電力 × 1月当たりの基本料金単価(販売価格) × 契約期間の残余期間(月) × 0.85(力率相当)] × (1 ÷ 契約年数)

中途解約時基準単価が基本料金単価(販売価格)を下回る場合は、②のみで算出します。

中途解約時基準単価は、別表5に記載のとおりとします。

- (4) (1)・(2)イ・ロに基づき中途解約されるお客さまは、中途解約金の支払いの有無とは別に、46(需給開始後の電気需給契約の終了変更に伴う料金の精算)、47(需給開始後の電気需給契約の終了変更に伴う工事費の精算)に基づき精算金をお支払いいただく場合があります。

46. 需給開始後の電気需給契約の終了変更に伴う料金の精算

お客さまが電力の使用を開始され、その後電気需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合、または契約電力を増加された後に、電気需給契約が終了する場合もしくはお客さまが契約電力を減少しようとされる場合において、当社がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまよりいただきます。

47. 需給開始後の電気需給契約の終了変更に伴う工事費の精算

お客さまが電気の使用を開始され、その後契約電力の変更または電気需給契約が終了する場合に、当社がお客さまに電気を供給するための一般送配電事業者との間の接続供給契約に基づいて一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合には、当社はその精算金をお客さまよりいただきます。

48. 解除及び期限の利益の喪失等

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまに解除予定日の通知を行った上で、電気需給契約を解除することができるものとします。

イ お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが本需給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務(保証金、契約超過金、違約金、その他本需給約款から生ずる金銭債務をいいます。)を支払わない場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、お客さまに何ら催告等の手続を要せず、電気需給契約を解除することができます。

イ お客さまが、振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合。

ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算及びこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合

ハ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合

ニ お客さまが 45(中途解約)(1)による通知をされないで、需要場所から移転された場合

- (3) 当社が、(1)または(2)に基づき、お客さまとの電気需給契約を解除した場合、お客さまは、当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、また、当社がお客さまに対し債務を負担するとき、債権・債務の種類、弁済期の到来の有無に関わらず、任意にお客さまに対する債権と相殺できるものとし、

49. 電気需給契約終了後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の終了によっては消滅いたしません。

Ⅶ 工事及び工事費の負担金

50. 供給設備の変更ならびに工事費負担

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合等で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合には、あらかじめその旨を当社へ書面により申し出ていただきます。それにより当社が接続供給契約に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、当社は、お客さまよりその負担金をいただきます。

51. 需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設したあと、お客さまの都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を終了または変更される場合は、一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。

52. 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器(電力計等をいいます。)、その付属装置(計量器箱、変成器、変成器箱及び変成器の2次配線及び計量情報を伝送する為の通信装置等をいいます。)及び区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)は、原則として一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、変成器の2次配線等でとくに必要最低限以上の費用を要するものについては、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けいただくことがあります。
- (2) 計量器、その付属装置及び区分装置の取り付け位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査並びに取付け及び取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社または一般送配電事業者との協議によって定めます。
- (3) 計量器、その付属装置及び区分装置の取り付け場所はお客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設した設備については、当社及び一般送配電事業者が無償で使用できるものいたします。
- (4) お客さまの希望によって計量器、その付属装置または区分装置の取り付け位置を変更する場合には、

当社または一般送配電事業者は、実費に消費税等相当額を加えた金額をいただきます。

- (5) お客さまが契約電力を変更される場合で、これに伴い新たに受電電力量の計量に必要な計量器、その付属装置、及び区分装置を取り付けるときは、当社または一般送配電事業者はその工事費の全額に消費税等相当額を加えた金額を工事費負担金としてお客さまにいただきます。

VIII 保安

53. 保安の責任

需給地点に至るまでの供給設備ならびに計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備について、一般送配電事業者が保安の責任を負います。

54. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社及び一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社及び一般送配電事業者は、各々の責任区分に応じて、ただちに適当な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物、電気機器その他の設備に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の計量器、電気工作物、電気機器その他の設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが一般送配電事業者の計量器等の電気工作物、電気機器その他の設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社及び一般送配電事業者へ事前に通知していただき協議させていただきます。なお、保安上緊急に変更または修繕工事をされた場合には、その内容を直ちに当社及び一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または一般送配電事業者がお客さまにその内容を変更していただくことがあります。
- (3) お客さまには、当社が電気を供給することを、お客さまが選任する電気主任技術者に通知していただきます。また、電気主任技術者に交代があった場合には、すみやかに当社に申し出てください。

IX その他

55. 権利・義務の譲渡等の禁止

お客さまは、書面による当社の承諾を得た場合を除き、電気需給契約に関する契約上の地位または権利・義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

56. 準拠法

本需給約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

57. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については東京地方裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

58. 守秘義務

お客さま及び当社は、電気需給契約(電気需給契約に付随された附則または覚書がある場合、それを含む)の存在及び内容に関しては、内容に関連する書類の一切を含めてこれらの情報を、電気需給契約の締結にかかわる相手方の書面による事前承諾なしに第三者に開示しないものとします。ただし、電気需給契約の履行に関連して一般送配電事業者に開示が必要な情報、及び法令上の根拠または公的機関からの正当な権限・目的による開示要請がある場合における開示情報は、守秘義務規定から除外するものとします。

59. 反社会的勢力の排除

- (1) お客さま及び当社は、相手方に対して、自ら暴力団、暴力団員、暴力団構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これに準じる反社会的勢力(以下「反社会的勢力等」という)ではなく、また反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人でないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。お客さま及び当社は、相手方が前項に違反し、または相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、何ら催告することなしに電気需給契約を解除することができるものとします。

イ 相手方または相手方の関係者が反社会的勢力等であると認められるとき。

ロ 相手方が、反社会的勢力等が経営に実質的に関与している法人等であると認められるとき。

- (2) お客さままたは当社が前項に基づき電気需給契約を解除した場合、解除により被った損害の賠償を相手方に対して請求できるものとします。

60. 消費税及び地方消費税の税率変更の際の措置

電気需給契約における消費税相当額の金額は、法令の改正により消費税及び地方消費税の税率が改定された場合、電気需給契約の有効期間内であっても、改正法令施行日以降は新たな税率に基づいて算出した金額に改めるものとします。この場合、消費税等相当額を含めて表示された料金単価等についても、改定後の税率に基づいて新たに算出された消費税等相当額を含む金額に改めるものとします。

別紙1 本契約における定義その他定める事項

1. 本契約における定義を以下の通りとします。

- (1) 休日等 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日を休日等とします。
- (2) 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (3) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (4) 平日 休日等に定める日を除く日とします。
- (5) 契約電力
 - ① 契約電力が500キロワット未満の場合 その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。
 - ② 契約電力が500キロワット以上の場合 お客さまと当社で協議の上、決めさせていただきます。

別紙2 電力料金の算定

1. 料金は、基本料金、従量料金、ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします(但し、本契約締結後に新たに法律等により付加ないし賦課される料金(名称が変更された料金も含む)が発生した場合は、その料金を含むものとします)。

(1) 基本料金

基本料金は、以下の算式により算定される金額といたします。基本料金単価は、契約種別に応じ、契約書に記載の通りといたします。ただし、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times (1.85 - \text{力率}/100)$$

ただし、当該月にまったく電気を使用されない場合(予備電力によって電気を使用された場合を除きます。)、以下の式により算定される金額といたします。

$$\text{基本料金} = \text{契約電力} \times \text{基本料金単価} \times 0.5$$

(2) 従量料金

従量料金は、以下の算式により算定される金額といたします。従量料金単価は、契約種別に応じ、契約書に記載の通りとし、その1月の使用電力量によって算定します。ただし、別表3(燃料費等調整)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表3(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費等調整)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表3(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

$$\text{従量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{従量料金単価} + \text{燃料費等調整単価})$$

(3) 力率割引及び割増し

- イ. 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100パーセントとします。)とします。この場合の平均力率は、別表2(平均力率の算定式)により算定します。
- ロ. 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しします。

(4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「再エネ特措法」といいます。)第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再エネ特措法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)により定めます。
- ロ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、以下の算式により算定される金額といたします。その1月の使用電力量に(4)イに定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は1円とし、その端数は切り捨てます。また、予備電力の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定します。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} = \text{使用電力量} \times \text{再生可能エネルギー発電促進賦課金単価}$$

ハ. お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当

社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額と同項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 予備電力

料金は、基本料金及び従量料金の合計といたします。

(1) 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無に関わらず、契約書に記載の通りといたします。

なお、基本料金は、力率割引及び割増しはいたしません。また、常時供給分の力率割引及び割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

$$\text{予備電力の基本料金} = \text{予備電力の契約電力} \times \text{予備電力の基本料金単価}$$

(2) 従量料金

従量料金は、その1月の使用電力量によって算定し、常時供給分の料金を適用し、常時供給分と合わせて算定いたします。ただし、別表3(燃料費等調整)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合は、別表3(燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表3(燃料費等調整)によって算定された平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合は、別表3(燃料費等調整)によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

$$\text{従量料金} = \text{使用電力量} \times (\text{従量料金単価} + \text{燃料費等調整単価})$$

別表1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

燃料費調整単価は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の単価を適用します。

イ. 平均燃料価格

原油換算値1キロワットル当たりの平均燃料価格は、通関統計(関税法にもとづき公表される統計をいいます。)の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A=各四半期における1キロワットル当たりの平均原油価格 B=各四半期における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各四半期における1トン当たりの平均石炭価格

$\alpha \beta \gamma$ は、原油換算率×燃料種別々熱量構成比(区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が公表)

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロワットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当たりの平均石炭価格の単位は1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入します。

基準燃料価格 = 毎年1月から3月平均の貿易統計価格

(i) 1キロワットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ii) 1キロワットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ. 燃料費調整単価の適用

各四半期の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その四半期に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間

ニ. 燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

ホ. 契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま(当該お客さまに係る予備電力も含まれます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間はハに準ずるものといたします。この場合、ハに言う各月の検針日は、その翌月の初日といたします。

ヘ. 東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、四国電力の区域におけるお客さまで、検針日が毎月初日のお客

さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間はハに準ずるものといたします。この場合、ハに言う各月の検針日は、その翌月の初日といたします。

(2) 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が公表しています。

別表2 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

離島ユニバーサルサービス調整単価は、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の単価を適用します。

イ. 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、通関統計(関税法にもとづき公表される統計をいいます。)の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各四半期における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B=各四半期における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各四半期における 1 トン当たりの平均石炭価格

α β γ は、原油換算率×燃料種別々熱量構成比(区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が公表)

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格及び 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は 1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

ロ. 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、契約種別毎に次の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入します。

離島基準燃料価格=平成 24 年 1 月から 3 月平均の貿易統計価格

(i) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島基準燃料価格} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ii) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(iii) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が上限価格を上回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{上限価格} - \text{離島基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ. 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各四半期の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その四半期に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から翌年の 2 月の検針日の前日までの期間

毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間

ニ、離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定します。

ホ、契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま(当該お客さまに係る予備電力も含みます。)で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間はハに準ずるものといたします。この場合、ハに言う各月の検針日は、その翌月の初日といたします。

(2)離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値で、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が公表しています。

別表3 燃料費等調整

九州電力管内においては、燃料費等調整額は、燃料費調整額と離島ユニバーサルサービス調整額を合算して算出します。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{燃料費調整額} \pm \text{離島ユニバーサルサービス調整額}$$

それ以外の管内においては、燃料費等調整額は、燃料費調整額と同じとします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{燃料費調整額}$$

別表4 平均力率の算定式

(1)平均力率の算定式は、次の通りとします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

$$\text{平均力率} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

(2)平均力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(3)有効電力量及び無効電力量の単位は、それぞれキロワット時、キロバル時とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入します。

また、平均力率の算定において $\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}$ の計算によってえた値については、小数点以下第1位で四捨五入することにより小数点以下の端数を処理するものとします。

別表5 中途解約時基準単価

中途解約時基準単価は下記のとおりとします。

(1)標準プラン

	メニュー名	中途解約時 基準単価
北海道	北海道業務用電力	1,527.78
	北海道産業用電力	1,262.96
東北	東北業務用電力	1,425.93
	東北産業用電力	1,313.89
	東北産業用電力 L	1,833.33
東京	東京業務用電力	1,364.81
	東京産業用電力	1,171.30
	東京産業用電力 L	1,629.63
中部	中部業務用電力	1,395.37
	中部業務用電力 B	1,527.78
	中部産業用電力	1,100.00
	中部産業用電力 B	1,425.93
北陸	北陸業務用電力	1,507.41
	北陸産業用電力	1,283.33

	メニュー名	中途解約時 基準単価
関西	関西業務用電力	1,415.74
	関西産業用電力	1,120.37
	関西産業用電力 L	1,629.63
中国	中国業務用電力	1,425.93
	中国業務用電力 B	1,904.63
	中国産業用電力	1,028.70
	中国産業用電力 B	1,324.07
四国	四国業務用電力	1,344.44
	四国産業用電力	1,094.91
九州	九州業務用電力 B	1,782.41
	九州業務用電力	1,079.63
	九州産業用電力 B	1,894.44
	九州産業用電力	1,191.67

(2)リコー再エネスタンダード100(略称:再エネ100)

	メニュー名	中途解約時 基準単価
北海道	北海道業務用電力 リコー再エネスタンダード100	1,527.78
	北海道産業用電力 リコー再エネスタンダード100	1,262.96
東北	東北業務用電力 リコー再エネスタンダード100	1,425.93
	東北産業用電力 リコー再エネスタンダード100	1,313.89
	東北産業用電力 L リコー再エネスタンダード100	1,833.33
	東京業務用電力 リコー再エネスタンダード100	1,364.81
東京	東京産業用電力 リコー再エネスタンダード100	1,171.30
	東京産業用電力 L リコー再エネスタンダード100	1,629.63
	中部業務用電力 リコー再エネスタンダード100	1,395.37
	中部業務用電力 B リコー再エネスタンダード100	1,527.78
中部	中部産業用電力 リコー再エネスタンダード100	1,100.00
	中部産業用電力 B リコー再エネスタンダード100	1,425.93
	北陸業務用電力 リコー再エネスタンダード100	1,507.41
	北陸産業用電力 リコー再エネスタンダード100	1,283.33
北陸		

	メニュー名	中途解約時 基準単価
関西	関西業務用電力 リコー再エネスタンダード100	1,415.74
	関西産業用電力 リコー再エネスタンダード100	1,120.37
	関西産業用電力 L リコー再エネスタンダード100	1,629.63
中国	中国業務用電力 リコー再エネスタンダード100	1,425.93
	中国業務用電力 B リコー再エネスタンダード100	1,904.63
	中国産業用電力 リコー再エネスタンダード100	1,028.70
	中国産業用電力 B リコー再エネスタンダード100	1,324.07
四国	四国業務用電力 リコー再エネスタンダード100	1,344.44
	四国産業用電力 リコー再エネスタンダード100	1,094.91
九州	九州業務用電力 B リコー再エネスタンダード100	1,782.41
	九州業務用電力 リコー再エネスタンダード100	1,079.63
	九州産業用電力 B リコー再エネスタンダード100	1,894.44
	九州産業用電力 リコー再エネスタンダード100	1,191.67

(3)リコー再エネエコノミー30(略称:再エネ30)

	メニュー名	中途解約時 基準単価
北海道	北海道業務用電力 リコー再エネエコノミー30	1,527.78
	北海道産業用電力 リコー再エネエコノミー30	1,262.96
東北	東北業務用電力 リコー再エネエコノミー30	1,425.93
	東北産業用電力 リコー再エネエコノミー30	1,313.89
	東北産業用電力L リコー再エネエコノミー30	1,833.33
東京	東京業務用電力 リコー再エネエコノミー30	1,364.81
	東京産業用電力 リコー再エネエコノミー30	1,171.30
	東京産業用電力L リコー再エネエコノミー30	1,629.63
中部	中部業務用電力 リコー再エネエコノミー30	1,395.37
	中部業務用電力B リコー再エネエコノミー30	1,527.78
	中部産業用電力 リコー再エネエコノミー30	1,100.00
	中部産業用電力B リコー再エネエコノミー30	1,425.93
北陸	北陸業務用電力 リコー再エネエコノミー30	1,507.41
	北陸産業用電力 リコー再エネエコノミー30	1,283.33

	メニュー名	中途解約時 基準単価
関西	関西業務用電力 リコー再エネエコノミー30	1,415.74
	関西産業用電力 リコー再エネエコノミー30	1,120.37
	関西産業用電力L リコー再エネエコノミー30	1,629.63
中国	中国業務用電力 リコー再エネエコノミー30	1,425.93
	中国業務用電力B リコー再エネエコノミー30	1,904.63
	中国産業用電力 リコー再エネエコノミー30	1,028.70
	中国産業用電力B リコー再エネエコノミー30	1,324.07
四国	四国業務用電力 リコー再エネエコノミー30	1,344.44
	四国産業用電力 リコー再エネエコノミー30	1,094.91
九州	九州業務用電力B リコー再エネエコノミー30	1,782.41
	九州業務用電力 リコー再エネエコノミー30	1,079.63
	九州産業用電力B リコー再エネエコノミー30	1,894.44
	九州産業用電力 リコー再エネエコノミー30	1,191.67

(4)リコーCO2フリープラン(略称:CO2フリー)

	メニュー名	中途解約時 基準単価
北海道	北海道業務用電力 リコーCO2フリープラン	1,527.78
	北海道産業用電力 リコーCO2フリープラン	1,262.96
東北	東北業務用電力 リコーCO2フリープラン	1,425.93
	東北産業用電力 リコーCO2フリープラン	1,313.89
	東北産業用電力L リコーCO2フリープラン	1,833.33
東京	東京業務用電力 リコーCO2フリープラン	1,364.81
	東京産業用電力 リコーCO2フリープラン	1,171.30
	東京産業用電力L リコーCO2フリープラン	1,629.63
中部	中部業務用電力 リコーCO2フリープラン	1,395.37
	中部業務用電力B リコーCO2フリープラン	1,527.78
	中部産業用電力 リコーCO2フリープラン	1,100.00
	中部産業用電力B リコーCO2フリープラン	1,425.93
北陸	北陸業務用電力 リコーCO2フリープラン	1,507.41
	北陸産業用電力 リコーCO2フリープラン	1,283.33

	メニュー名	中途解約時 基準単価
関西	関西業務用電力 リコーCO2フリープラン	1,415.74
	関西産業用電力 リコーCO2フリープラン	1,120.37
	関西産業用電力L リコーCO2フリープラン	1,629.63
中国	中国業務用電力 リコーCO2フリープラン	1,425.93
	中国業務用電力B リコーCO2フリープラン	1,904.63
	中国産業用電力 リコーCO2フリープラン	1,028.70
	中国産業用電力B リコーCO2フリープラン	1,324.07
四国	四国業務用電力 リコーCO2フリープラン	1,344.44
	四国産業用電力 リコーCO2フリープラン	1,094.91
九州	九州業務用電力B リコーCO2フリープラン	1,782.41
	九州業務用電力 リコーCO2フリープラン	1,079.63
	九州産業用電力B リコーCO2フリープラン	1,894.44
	九州産業用電力 リコーCO2フリープラン	1,191.67

